

# 令和8年度イオングループにおける愛媛フェアでの催事支援業務仕様書

## 1 委託業務名

令和8年度イオングループにおける愛媛フェアでの催事支援業務

## 2 委託業務の目的

イオングループ（以下、イオンとする）の県外（東北、南関東、東海、九州）店舗で開催される愛媛フェアの催事分野において、旗艦店等での催事に参加する県内事業者の募集や商品のとりまとめをおこなうとともに、フェアの円滑な実施に向けた各種調整を行うことで、県内事業者の実需の創出を行う。

## 3 事業期間

委託契約締結の日から令和9年3月31日（水）までとする。

## 4 委託業務の内容

### (1) 募集業務

旗艦店での催事の開催スペースにあわせ、必要な県内事業者の募集を行うこと。

募集にあたっては、新たな県内事業者への販売機会を与える観点から、全体の3割以上は新規出店とすること。

### (2) 商談会・現地視察への対応業務

イオン側からの求めにより、県内での商談会や現地視察をする場合、商談会に参加する事業者や視察先の調整を行うこと。

### (3) イオン側との調整業務

イオン側との事前打合せに県とともに参加するとともに、催事スペースの県内事業者への割振りや商品リストのとりまとめ、販売代金の県内事業者への入金手続き等、フェア実施に向けた各種調整を行うこと。

### (4) フェア期間中の管理業務

フェア期間中（準備や撤収も含む）は、フェア会場に常駐し、イオンや県内事業者との調整に加え、催事の準備から撤収まで責任をもって行うこと。

## 5 業務実施に当たっての補足事項

### (1) 県内事業者の募集要件

#### ① 県内事業者

以下のいずれかに該当する事業者とすること。なお、製造に必要な食品衛生法の基準に沿った許可を有していること及び同実施要領第3の(1)～(5)に該当しないことを条件とすること。

- ・「すご味」「すごモノ」データベース掲載事業者
- ・愛媛県内に事業本拠地（本社・本店）を持つ事業者

## (2) 各社が負担する経費

### ① 催事出店県内事業者が負担する経費

バイヤーへのサンプル費（送料を含む）、参加に係る旅費、通信運搬費、事業紹介のパンフレットなど販促資料。

出店に関するその他の経費については、受託者と協議のうえ負担すること。

### ② 受託者が負担する経費

本件開催に係る旅費、通信費、企画運営費など全諸費用。

## 6 業務報告

### (1) 進捗状況報告

- ・本業務の進捗状況について、定期的にウェブ会議等の場を設け、報告すること。
- ・報告資料については、愛媛県と受託者が協議の上、書面にて提出すること。

## 7 成果品

### (1) 提出物

実績報告書（A4判）

### (2) 提出場所

愛媛県 愛のくに えひめ営業本部

### (3) 提出期限

令和9年3月31日（水）

## 8 総括責任者

受託者は、本業務の実施に当たり、十分な経験を有するものを総括責任者として定めなければならない。また、業務概要説明書提出時点で確約するものとし、原則として変更できない。

## 9 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

### (1) 契約締結時に速やかに提出するもの

- ・業務計画書
- ・その他愛媛県が業務確認に必要と認める書類

### (2) 事業完了後に速やかに提出するもの

- ・完了届
- ・その他愛媛県が業務確認に必要と認める書類

## 10 その他

- ・業務の実施に当たっては、関係法令を順守し、愛媛県と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- ・各業務上で必要となる関連施設管理者等へのアポイントメントなど、全て受託者の責任において行うこと。
- ・本業務により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て愛媛県に移転すること。
- ・受託者は、愛媛県が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。
- ・成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- ・第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- ・本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様

とする。

- 業務実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- 愛媛県は、必要に応じ、受託者に対して委託事業の処理状況について調査し、報告を求めることができる。
- 受託者は、事業全体のスケジューリングを行うこと。
- 商談会開催時の試食時に食中毒等の事故が発生した場合またはバイヤーから苦情があった場合は、受託者が責任をもって事業者とともに対応にあたり、その内容を報告すること。
- 委託業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、特別な理由がある場合で、予め愛媛県の承認を受けた場合は、この限りではない。
- 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、愛媛県と受託者が協議の上、定めることとする。
- 上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。